

北区地域包括ケア推進計画（北区高齢者保健福祉計画・北区認知症施策推進計画・第9期介護保険事業計画）

「中間のまとめ」に関するパブリックコメント実施結果

- 1 意見提出期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）
- 2 意見提出者 提出者人数3人（HP2人、郵送1人）
- 3 意見総数 16件
- 4 主な意見

（1）計画や施策全体に関すること

| No. | パブリックコメント意見（要旨） | 件数 | 区の方え方 |
|-----|---------------------------------------|----|--|
| 1 | 審議会で審議する事柄について、アンケートのみでなく、広く意見募集するべき。 | 1 | 本計画の策定を検討するにあたり、計画策定検討委員会の委員には、学識経験者や医師会、歯科医師会、介護予防事業者、町会・自治会、そして公募区民等、様々な分野の代表者に参加していただきました。 また、公聴会（王子・赤羽・浮間・滝野川の4地区）の開催、そしてパブリックコメントの実施により、広く意見を募集してまいりました。引き続き、より多くのご意見を取り入れられるよう努めてまいります。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 2 | パブリックコメントで寄せられた意見の中で、審議会の議論が行われていないものは、あらためて審議会で審議し、結論を出し、計画を作り直すべきである。 | 1 | パブリックコメントで提出されたご意見はすべて、北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会にて確認し、十分考慮したうえで計画を策定することとしています。 |
| 3 | 地域包括ケア推進計画を含めた、高齢者福祉に対する、北区の高齢者の関心と知識レベルの低さについて、従来からの取組を超えた新たな取り組みの工夫が必要ではないか。例えば、介護の経験のある山田区長自らSNSでの情報発信をするなど、さまざまな取組が必要なのではないか。 | 1 | <p>高齢福祉施策を展開していくにあたり、北区における課題や事業を広く周知し、正しくご理解いただくことの重要性は認識しています。</p> <p>引き続き、高齢者あんしんセンター等で実施している事業や高齢者向けの講演会等の様々な機会を捉え、高齢福祉への関心を高めていただく取組を推進するとともに、SNSを含めた様々な媒体を利用した情報発信に努めてまいります。</p> |

(2) 認知症の発症・リスクの低減と健康寿命の延伸に関すること

| No. | パブリックコメント意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|-----|---|----|--|
| 4 | 喫煙が認知症リスクを高めることを計画中に明記するべき。北区では一部地区を除き路上喫煙が禁止されておらず区内のどこでも喫煙者がいる。また、駅前の人通りの多い場所に煙も臭いも防止できない喫煙所が設置されており、受動喫煙に晒されるリスクが高い。このような北区の課題を踏まえ、特に北区の計画において喫煙による認知症リスクについて警告する必要性が高いと考える。 | 1 | 地域共生社会を実現するうえで、認知症の人や家族の視点を重視し、「共生」や「予防」の認知症施策推進大綱の趣旨や認知症基本法を踏まえ、「北区認知症施策推進計画」を本計画の一部に位置づけています。誰もが認知症になり得る中で、認知症発症リスク低減の活動として、生活習慣病の予防や社会参加による役割の保持等が推進されますが、頂いたご意見を参考に今後とも認知症サポーター養成講座等での正しい知識の普及に取り組んでまいります。 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 5 | <p>喫煙は認知症リスクを高めるのであるから、北区内の認知症カフェは敷地内外全面禁煙とし、利用者による近隣での喫煙も禁止するべき。北区独自の具体的取り組みとして、このことを計画に盛り込むべき。喫煙は認知症リスクを高めるにもかかわらず、たばこ販売店や喫煙具の専門店が北区認知症サポート店に指定されている事例があるが、認知症リスクを高める行為を推奨している店を認知症サポート店に認定するのは不適切ではないか。</p> | 1 | <p>認知症カフェ「オレンジカフェきたい～な」は、認知症の人と家族、地域の誰もが参加できる交流・活動の場であることを第一に実施しており、引き続き、禁煙、感染症対策を講じてまいります。</p> <p>また、認知症サポート店は、認知症の人に配慮した対応を心がけることにより、地域住民の見守りや助け合いを助長し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する趣旨で実施しています。</p> |
| 6 | <p>桐ヶ丘やまぶき荘のように、敷地内に従業員向けの喫煙所が設置されている事例があるが、介護施設での喫煙は不適切であるので、区内の介護施設は敷地内外全面禁煙とするべき。</p> | 1 | <p>桐ヶ丘やまぶき荘の喫煙所は施設の入居者・利用者のために設置されています。区立特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難になった高齢者が入居する入所施設＝「住まい」であるため、喫煙所の廃止は個人の喫煙自体を制限することとなり、現時点で直ちに全面禁煙とすることは難しいものと考えます。今後は社会的情勢も踏まえ、施設を運営する法人とも協議しながら、慎重に検討を重ねていきたいと考えております。</p> |

(3) 介護保険に関すること

| No. | パブリックコメント意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|-----|---|----|---|
| 7 | <p>介護用品のカタログを見るとわかるように、ベッドや車いす等のレンタル料は、2～3年分で販売価格を超える。介護保険利用者の負担はレンタル料の1～3割でも、残りの部分は介護保険から支払われている、保険財政を圧迫する一因となっている。もっと業者間の競争原理が働くようにしたり、長期使用時のレンタル料が低減するように業界を変えていく介護保険制度にする必要がある。</p> | 1 | <p>現行の介護保険制度では、福祉用具の貸与期間について制限は設けられておらず、貸与期間が短期間であれば、販売よりも利用者の負担を抑えることができる一方、貸与期間が長期間になれば、貸与価格の累計額が販売価格を上回る場合もあります。このことを踏まえて、国は令和6年度介護報酬改定において、一部貸与種目・種類（歩行器・杖など）について、貸与で使うか販売で使うかを利用者が選べる「選択制」を導入する方針を示しています。</p> <p>この方針では、選択の際に福祉用具専門相談員が十分な説明を行うことや、医師や専門職の意見・利用者の身体状況等を踏まえて提案を行うことが義務付けられています。</p> <p>区としても、今般の制度改正後の状況について注視するとともに、給付と負担のバランスの観点からも、健全な介護保険運営を行うことができるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 8 | 紙おむつの様に医師が必要と認める介護用品レンタルの利用者負担料は医療費控除の対象となるよう、国に働きかけを。 | 1 | <p>介護サービスのうち、居宅管理指導のように、看護・医学的管理の下における療養上の世話等に相当する部分の対価として利用者が負担する金額については、医療費控除の対象となります。</p> <p>一方、訪問介護や訪問入浴介護のような福祉系サービスについては、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話等であり、医療系サービスと併せて使用しない場合には、療養上の世話等とはいえないことから、医療費控除の対象とはなりません。</p> <p>区としましては、今後も国の動向を注視してまいります。</p> |
| 9 | 介護機器には、電気を必要とするものが多い。日常時でも停電はよく発生しているので、100V 給電の蓄電池の給付、或いは助成を。 | 1 | <p>介護機器使用者における非常用電源等の必要性は認識しております。給付や助成事業については、他自治体の動向に注視するとともに、情報収集・調査研究に努めてまいります。</p> |

(4) 在宅生活及び在宅療養支援に関すること

| No. | パブリックコメント意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|-----|--|----|--|
| 1 0 | 外出困難な在宅療養者が区の健康診査を在宅で受診できるよう、ポータブルのエコーやレントゲンを備えている医療機関情報を高齢者あんしんセンターで把握し、せめてケアマネジャーを通じて知ることができるようにしてほしい。 | 1 | ポータブルのエコーやレントゲンを備えている医療機関の情報については、「北区在宅療養あんしんハンドブック」の更新作業の中で、情報の把握など検討してまいります。 |
| 1 1 | 在宅療養者の中には病気の種類等から区外の医療機関が主治医となり、定期診療等を受けている人も少なくない。そのような場合は、区外医療機関で、在宅で、区の健康診査が利用できるようにしてほしい。 | 1 | 健康診査等については、在宅も含めて、区内のかかりつけ医療機関で受診できる環境整備に努めているところです。健診等を広域で実施するには、他自治体または個別医療機関との連携が必要になります。受診環境の見直しは、今後の課題とさせていただきます。 |
| 1 2 | 在宅療養に関する知識の共有化と連携強化の取組の成果は、利用者とその家族も参照できるようにしてほしい。 | 1 | 区では、毎年度「在宅医療・介護連携推進事業」に係る活動報告書を作成し、区ホームページ等で公開しています。今後も在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、情報の周知に努めて参ります。 |

(5) 住まいや地域に関すること

| No. | パブリックコメント意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|-----|---|----|---|
| 1 3 | 高齢者が公営住宅に優先入居できるようにすべき。 | 1 | <p>区では、住宅の困窮度に応じて入居者を決めるポイント方式による65歳以上の単身者向け高齢者住宅を提供しています。</p> <p>また、都営住宅においても65歳以上の高齢者が入居できる単身者向け及び二人世帯向けのシルバーピア（高齢者集合住宅）を提供しています。</p> <p>今後も高齢者住宅に関する情報の提供に努めてまいります。</p> |
| 1 4 | 住民は日常生活圏域内でのみ生活することは少ない。隣接地域や隣接区、離れた生活圏域にも日常的に出かける事を考え、出先での相談、申請、手続きができるようにしてほしい。 | 1 | <p>個別具体的な相談については、お住いの地域の情報や、訪問による対応が必要となるため、担当の高齢者あんしんセンターへの相談を前提としています。</p> <p>一方で、一般的な相談や申請の多くは、管轄外の高齢者あんしんセンターでも手続きいただけます。</p> <p>区では引き続き、地域の様々なサービス資源を、日常生活圏域を単位に整備することを基本としながら、利便性の向上についても検討してまいります。</p> |

(6) 安全・安心の確保に関すること

| No. | パブリックコメント意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|-----|---|----|--|
| 1 5 | 歩行が不安定な人にとって、ビル風は転倒致死傷の原因となる大変危険なバリアである。せめて公共施設周辺では、工事中も含め、十分なビル風対策をして安心安全に利用できるようにしてほしい。バリアフリーの促進の中に含め、安全・安心して駅等公共交通や公共施設を利用できるようにすべき。 | 1 | <p>北区では、東京都環境影響評価条例に基づき、東京都が本条例の対象に選定した一定規模以上の事業実施の場合は、環境影響評価において風環境の影響を評価の対象にすることとしています。</p> <p>技術的な指針では環境保全のための措置として、対象事業の実施が風環境に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事施行中及び工事完了後にわたり配慮を行うことが示されています。</p> <p>なお、当該条例の対象となる事業の一例としては高層建築物の設置があり、この場合の要件は高さ 100m超かつ延べ面積 10 万㎡超の建築物です。</p> |
| 1 6 | 避難所はスフィア基準に合ったもの・運用にすべきである。 | 1 | <p>国、東京都等が示す基準を災害対策における前提とした上で、スフィア基準を含む他の指標等の考え方も取り入れながら、防災施策を推進してまいります。</p> |